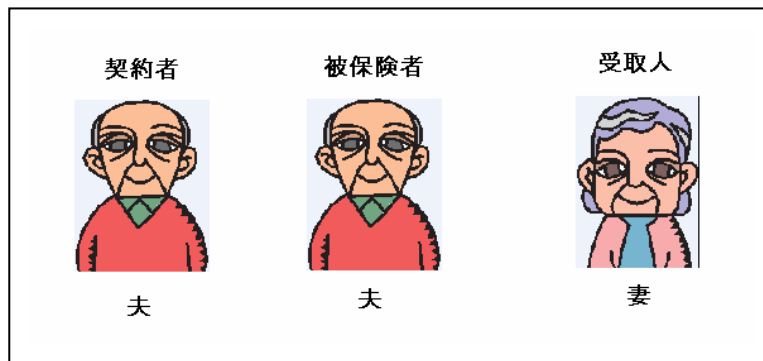


簡単に今すぐできる、相続対策。

平成 27 年から増税見込みの相続税。しかし、法案の実施までまだ 2 年弱あります。
今回は、比較的簡単にできる相続税対策の一つです。

みなさんの中で、生命保険に加入されている方も多いと思いますが、すぐできる相続対策の一つは、現在加入している「生命保険」を見直すことです。

例えば、今皆様が加入している保険はこのような形になっていませんか？



生命保険は加入者と保険会社の契約なので、保険に加入した後、契約者や受取人を変更することができます。

上記のような契約内容を、



このような形にするだけで、相続対策になる場合があります。

特に、終身保険を加入する際は何気なく、受取人を連れ合いの方にしておくことが非常に多いですが、そこを子供や孫などに変えてしまう訳です。

このような変更は、加入している保険会社に連絡すれば、紙 1 枚で簡単に変更することが可能な場合がほとんどです。一度みなさまも現在加入中の保険証券を確認してみたいかがでしょうか？